

## 第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	生活系雑排水対策事業			事業番号	30-102
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	経済環境部	石田 康弘	環境対策課	田中 則行	

## 計 画 (Plan)

総合計画体系	都市力	まちづくり目標	4	住み続けたい快適で魅力あるまち		
		基本政策	8	自然と調和した住みよいまちづくり		
		施策展開の方向	14	みんなの努力で環境にやさしいまちをつくる		
		施策	30	自然共生社会の構築		
予算事業名	生活系雑排水対策事業費					
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務    (選択してください)→		法令上の位置づけ	努力規定がある		
事業開始年度	開始年度	昭和63年度	～	終了年度	—	
関連法令等	伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱、神奈川県合併処理浄化槽整備費補助金交付要綱 他					
国・県の計画等	神奈川県生活排水処理施設整備構想		計画期間	平成22年度から20年間		
関連個別計画	伊勢原市生活排水処理基本計画		計画期間	平成29年度から令和12年度		
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	合併処理浄化槽の補助事業は、下水道事業計画から除外された区域の一般家庭に合併処理浄化槽の普及を促します。継続的に補助し、家庭で出来る水質の浄化対策をPRすることにより、生活系雑排水対策について市民意識の向上を図ります。水源地域である日向川流域(左岸)には県水源交付金を活用した補助を実施し、更なる合併処理浄化槽の普及を図ります。					
目的 (何をどうしたいのか)	合併処理浄化槽の普及を支援し、河川水質の維持・改善を図ります。					
主な対象 (誰・何を対象に)	公共下水道事業計画区域外の地域で、既設の単独浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替える者を対象に設置補助金を交付。					
事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系雑排水による河川の水質汚濁防止を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置換えを行う場合に補助金を交付します。</li> <li>合併処理浄化槽の適正管理について、啓発します。</li> </ul>					
事業行程	項目	年度				
		令和3年度	令和4年度			
	合併処理浄化槽補助	補助実績(6基)	補助実績(9基)			
	適正管理啓発	啓発実施	啓発実施			
目 標	【指標名】	【現状値】	年度			
			令和3年度	令和4年度		
	補助事業による合併処理浄化槽設置基数	1,424基 (令和2年度)	1,430基	1,439基		



事業実施 (Do)

## 事業実施 (D○)

<b>事業の「取組方針」</b> (前年度事務事業評価)	公共下水道計画区域以外の区域において合併処理浄化槽への転換の必要性及び補助制度を周知し、補助金交付により転換を着実に促進し、生活系雑排水による河川の水質汚濁の防止に努めます。 また、河川の水質向上を図るためには、浄化槽の適正な維持管理が必要となるため、浄化槽法に基づく点検・清掃の実施についても併せて啓発を進めます。		
<b>実施方法</b> 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> すべて直接実施 <input type="radio"/> 左記以外		
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<b>委託先又は指定管理者</b>
	<input type="checkbox"/> 補助金		<b>補助先</b>
	<input type="checkbox"/> その他		<b>具体的内容</b>
<b>実施結果</b>	<b>項目</b>	<b>年度</b>	
		<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>
	合併処理浄化槽補助	補助実施(5基)	
	適正管理啓発	啓発実施	
<b>実施した取組の内容</b>	生活系雑排水による河川の水質汚濁の防止を図るため、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対して、5基分の補助を実施しました。また、広報いせはら等により補助制度の周知を行うほか、横浜銀行シティブロモーションコーナーへのポスター掲示等により浄化槽の適正管理の啓発を行いました。		
<b>目標の達成状況</b>	<b>【指標名】</b>	<b>【現状値】</b>	<b>年度</b>
	補助事業による合併処理浄化槽設置基数	1,424基 (令和2年度)	令和3年度 1,429基 令和4年度

<b>コスト</b>	<b>年度</b>	<b>令和3年度 実績</b>				<b>令和4年度 実績</b>				
	<b>事業費合計 (a)</b>		4,133	千円				千円		
	<b>内訳</b>	国県支出金 ①	3,350	千円				千円		
		地方債 ②	0	千円				千円		
		その他特財 ③	0	千円				千円		
		一般財源 (a)-①-②-③	783	千円				0 千円		
	<b>国県支出金の内容</b>		循環型社会形成推進交付金(国)補助対象経費(5基)×1/3 合併処理浄化槽整備費補助金(県)補助対象経費(3基)×1/3 水源環境保全・再生市町村交付金(県)補助対象経費(2基)×1/3							
	<b>その他特財の内容</b>	受益者負担	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		前回の改定時期	令和2年4月1日				
		その他								
	<b>人件費</b>	正規職員	0.25	人	2,045	千円		人	千円	
		その他の職員	0	人	0	千円		人	千円	
		人件費合計 (b)	0.25	人	2,045	千円		人	千円	
	<b>トータルコスト (a)+(b)</b>		6,178	千円				0 千円		
	<b>単位当たりコスト</b>	<b>対象数</b>	定義	補助対象者		単位	単位			
			対象数	7,410	人					
総事業費／対象数		834	円				円			

評 価 (Check)				
進捗状況 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 計画どおり (A) <input checked="" type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	B	左記判断理由	令和2年度の国庫交付金拡大を受け、補助金額の増額の効果により、概ね計画どおり、補助を実施することができました。
実施水準 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input checked="" type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input type="radio"/> 一律に比較できない事業	B	他都市の事業内容等	他市でも、同様の国庫交付金や県補助金を活用して事業を実施しており、本市と同水準で実施されています。
有効性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換することにより、生活系雑排水による河川への汚れを約1/8に減らすことができるとされており、本市が補助事業を実施することにより、合併処理浄化槽への転換が促進されることから、有効性は高いと考えます。
効率性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である (C)	A	左記判断理由	国庫交付金や県補助金を最大限活用することにより、事業費のうち、一般財源の割合が約2割程度となっており、コストの適正化に努めつつ、補助事業を実施しています。


 取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)				
所属長による今後の方向性の判断	方向性 〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 現状のまま継続 <input type="radio"/> 見直しの上継続	事業推進上の課題	公共下水道計画区域外の地域では、個人での合併処理浄化槽による生活雑排水対策が必要となっていますが、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換については、市が補助金を交付しても、個人負担が生じるため、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換が進みづらい状況となっています。
令和4年度の取組方針		公共下水道事業計画区域外の地域において、合併処理浄化槽への転換の必要性や補助金制度を周知することにより、合併処理浄化槽への転換を着実に促進し、生活系雑排水による河川の水質汚濁の防止を図ります。また、河川水質の維持・向上を図るため、浄化槽法に基づく点検・清掃等、浄化槽の適正管理について啓発を行います。		
所管部長による総評		本市の豊かな自然環境を保全するため、公共下水道計画区域以外の区域における生活系雑排水処理は、個人設置である合併処理浄化槽が担うことになります。当該補助金制度について、幅広く周知を図ることにより、単独処理浄化槽又は汲み取り便所からの転換を促進させ、河川水質の維持・改善を図っていきます。		